

## バリアフリー基本構想の作成等の提案について

### 1 基本構想作成等の提案とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、高齢者・障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者等や施設設置管理者等が市町村に対し提出することができます。（法 27 条）

横浜市では、市民等のみなさまが提案できるように平成 22 年 3 月に「横浜市バリアフリー基本構想等の提案に関する手続き要領」の制定と「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しています。

### 2 羽沢横浜国大駅の提案について

#### (1) 提案概要

提案者：保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会 石川 源七

提案地区：羽沢横浜国大駅

（令和元年 11 月 相鉄・JR 直通線開業、令和 4 年度下期 相鉄・東急直通線開業予定）

平成 30 年 8 月 1 日 「バリアフリー基本構想作成等提案事前相談書」提出

平成 31 年 2 月 13 日 「バリアフリー基本構想作成等提案書」提出

#### (2) 横浜市の検討状況

提出された素案について神奈川区、保土ヶ谷区の区政推進課と検討を行い、バリアフリー法の基本方針で示されている重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の要件を満たしていることを確認しました。

また、羽沢横浜国大駅開業に伴う生活関連施設の利用者の増加が今後見込まれ、駅周辺地区における移動等の円滑化が必要となります。

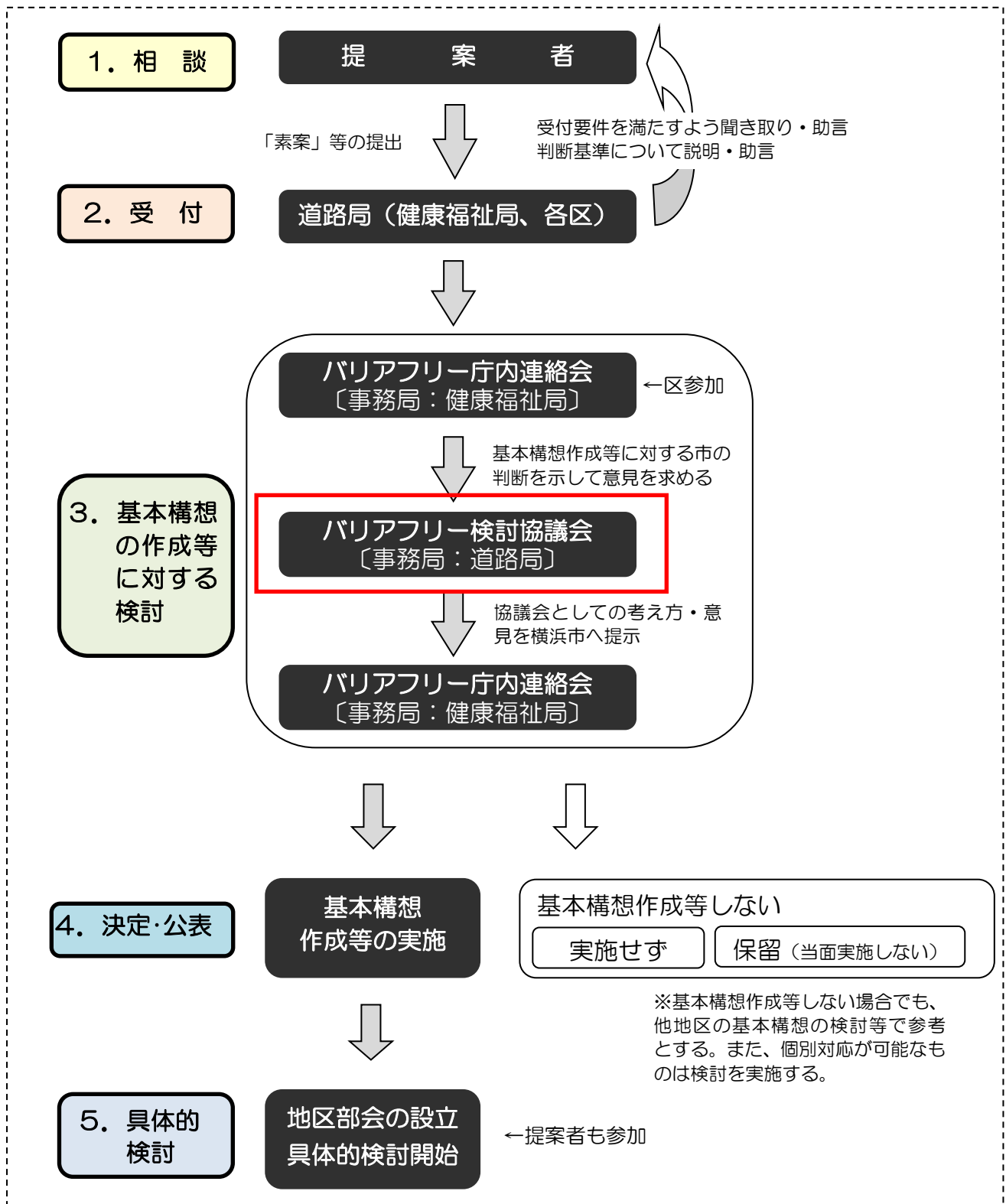
そのため、横浜市としては、基本構想未作成の既存駅での作成も進めるべきと考えていますが、上記要件を満たしていることに加え、住民提案制度による地域の方々の思いを尊重し、羽沢横浜国大駅開業に合わせて駅周辺地区のバリアフリー化を進めるため、作成を行いたいと考えています。

#### (3) 協議会での意見聴取について

手続き要領第 8 条において、横浜市の判断について、バリアフリー検討協議会で意見聴取をすることとなっています。

今回の皆様の御意見を踏まえ、基本構想作成を実施するかどうか、再度関係課で検討し、公表する予定です。

# 横浜市における基本構想作成等の提案の流れ



# 羽沢横浜国大駅的位置図



凡 例	
	事業中路線 (神奈川東部方面線)
	計画路線 (交通政策審議会第198号答申路線)
	既存旅客路線 (JR・私鉄・地下鉄・新交通システム)